

20世紀前半、長江中洲の開発をめぐる社会史

——南京江心洲の場合

片 山 剛

はじめに——長江中洲の変貌と研究の課題……	103
I 江心洲概観……………	107
II 考察 江心洲の永定洲（困水洲）……………	108
おわりに……………	120

はじめに——長江中洲の変貌と研究の課題

南京の近辺には、長江中洲のうちで面積が第3位の八卦洲（約10万畝）を筆頭に、大小黄洲（3万畝弱）や江心洲（昔は約3万畝、現在は2.2万畝）などの中洲が散在している（図1）。これら中洲の景観は20世紀の第2四半世紀に大きく変貌し、アシや柴で覆われていたそれまでの原風景に代わって開墾された畑地が卓越していく⁽¹⁾。たとえば、南京のすぐ西に位置する江心洲とその付近の長江について、1923年の水道図⁽²⁾は、「この洲は、夏～秋の季節には背の高くなったアシで覆われるが、12月には収穫されてすっかりなくなる。夏に増水すると水位が19～20尺（約6m）になる」と説明している。江心洲の内部は、旗桿洲・寿代洲・永定洲（困水洲と活水洲に分かれる）・鳳林洲・龍門洲（隆恩洲とも書く）の5つの比較的大きな洲（「江心五洲」と呼ばれている）から成り（図2）、各洲の開発時期は異なる⁽³⁾。したがって、上記水道図の説明が1923年時点の五洲すべてに妥当するか否かは今後の検討を俟たねばならないが、後述するように、少なくとも1923年時点の永定洲および鳳林洲には妥当している。

そして25年後、日中戦争が終わり国共内戦中の1948年9月に、国民政府下の南京市政府は、江心洲を対象とする「扶植自耕農計劃」を今後も推進していくための予算要求案を、中央の地政部に提出する。檔案名「南京市江心洲扶植自耕農實驗區業務實施計劃」⁽⁴⁾がそ



図1 無為県と南京近辺の中洲

出典：Yahoo 地図

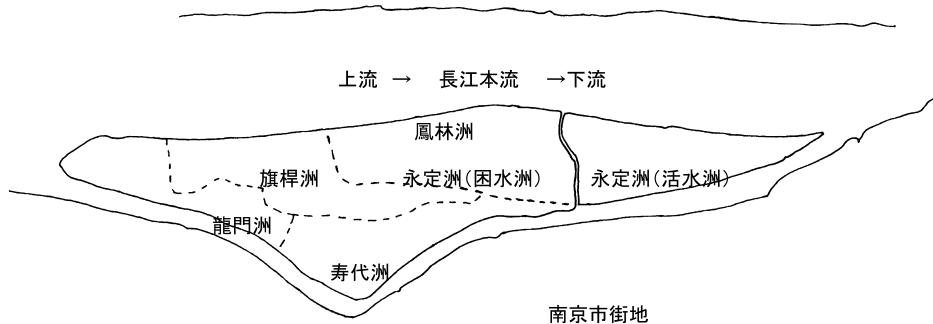


図2 江心洲概念図

出典：筆者作製

れであり、その「一．緒言」で、江心洲における開発の歴史とその過程で土地をめぐる権利（地権）が分化してきたこととを、次のように概述している。

史料1 「南京市江心洲扶植自耕農實驗區業務實施計劃」（原文は本稿末尾に掲載）

江心洲は南京市の西部郊外に位置する長江の中洲で、上流からの土沙が堆積して形成された。宋代に洲面が水上に現れ、官有の荒地として登録された。その後、大部分

の洲地は民間人の所有地となった。アシや雑草が茂るのをその生長に任せ、燃料の採集地としていた。民国15（1926）年に安徽省無為県の開墾民が大量に流入し、アシや雑草を刈り取って開墾に着手した。それ以来「長江の水の流入を防ぐために」堤防を築き、また「排水路を開削して内部の水を」排出するようにしたので、今では尽く農地になった。洲地は開墾後、慣習にもとづいて、開墾者が「佃権」（原注：蘇州・常州一帯の地面権に相当）を取得し、一方、「原所有人」は「業権」（原注：蘇州・常州一帯の地底権に相当）を手元に残した。「佃権人」は、毎年畝ごとに「業権人」に地代（「租」）として小麦およびトウモロコシを各々1斗納めるのを除けば、任意にその土地を処分することができ、それについて「業権人」は口出しできない。（後略）

江心洲における開発の始まりを1926年とする。しかし前述したように、江心五洲の開発時期は異なっているので、1926年に開発が始まったのが五洲のうちのどの洲なのか、それを史料1で特定することはできない⁽⁵⁾。ただし管見では、20世紀前半における長江中洲の開発に関する研究は皆無であるので、史料1を参照しながら、今後の研究が取り組むべき枠組みや視角について整理しておきたい。

第一に、史料1は江心洲における開発の始まりを1926年とする。前述したように、江心洲だけでなく、八卦洲や大小黄洲のような南京近辺の中洲の開発が本格化するの20世紀の第2四半世紀である。これは裏返せば、20世紀の第1四半世紀まではほとんど開発されていなかったことを意味する。したがって、なぜ開発されなかったのかの理由を考える必要がある。その理由として、一説では、中洲に生長するアシ・柴が南京の燃料源であり、開発が与える燃料需給への影響⁽⁶⁾と、長江増水時における中洲の遊水地としての役割の重要性とがあげられている⁽⁷⁾。これは中洲開発が環境へ与える問題になる。

第二に、史料1は江心洲の開発に着手したのは安徽省無為県の人々であるとする。無為県は江心洲から直線距離で115kmほど上流に位置する（図1）。2006年12月に江心洲で実施した古老への採訪によれば、江心洲の住民には蘇北から移住してきた者もいるが、安徽省、とりわけ無為県から移住してきた者が圧倒的に多いことを確認している⁽⁸⁾。また八卦洲についても、現在、その住民の75%は無為県からの移住民もしくはその子孫で、その移住時期は1910年代～1920年代とのことである⁽⁹⁾。したがって、1920年代前後に生じた安徽省無為県から南京周辺の中洲への移民の流れという現象、これも考察する価値のある課題である。

第三に、第二の問題とも関係するが、無為県等から江心洲や八卦洲へ移住して開発に従事した人々は、どのような媒体を通じて未墾の可耕地に関する情報を入手し、そして未墾

地の業主（所有者）とどのような媒介・経緯を経て借地契約を結ぶに至ったのかの問題がある。また、未墾地の業主の側に視点を移せば、何を契機として開発を進めるようになったのかという問題がある。

ところで、前記の水道図の説明によれば、南京付近では夏の増水期に水位が約6 m（海拔0 mの基点は南京）に達する。南京付近の中洲などの「洲地」は海拔4～7 m（海拔0 mの基点は上海の呉淞口）であり、これは長江増水時の水位よりも低い⁽¹⁰⁾。1931年に長江流域で起きた大洪水の際には、南京の下関の最高潮位は9.29 mに達し、江心洲では堤防が決壊し、農舎300余りが壊れ、被災者は1200名、死者は2名であったという⁽¹¹⁾。すなわち、長江の増水による被害を少なくするためのインフラは第一に堤防、第二に排水設備（排水路や水門・排水ポンプ）である。この条件は20世紀の第2四半世紀に開発された他の中洲についても妥当しよう。

したがって第四に、堤防をはじめとするインフラ整備の問題を考察することが不可欠である。史料1は、1926年以來の開発を主導したのは無為県から来た開墾民であること；開発が進んだ結果、地権が佃権と業権に分化したこと；開墾民は、堤防建設や排水路開削などのインフラ整備と耕地本体の開墾とを通じて佃権を取得したこと；以上の点を示唆している。すなわち、開発を主導したのは業主なのか、それとも開墾民なのか、この問題を他の史料も参照して確認する必要がある。そして、業主と開墾民との関係のあり方、さらに佃権の誕生と密接に関係すると思われるが、インフラの整備や維持に必要な資材や労働力が、業主と開墾民とのあいだでどのように分担されたのかを考察する必要がある⁽¹²⁾。

以上のすべてを本稿でとりあげるのは、筆者の現在の能力と紙幅の関係で不可能である。史料1で紹介されている江心洲の場合、開墾民が業主に無断で開墾を始めた点がきわめて特異にみえるが、この点は業主の側が開墾に対してどのような姿勢であったのかの問題とつき合わせたうえで判断する必要がある。そこで本稿では、これを主たる課題に据え、第三の課題もふまえながら、1928～1931年の江心洲の永定洲における業主と開墾民の問題、および業主と開墾民のあいだに介在する者について考察する⁽¹³⁾。

本稿で用いる主要な史料は2種類である。第一は、南京市政府が発行していた市政府公報である。時期によって誌名が変わるが、いずれも『公報』と略記する。また各期の発行日について本文・註に記すのは煩瑣になるので、誌名の変遷を含めて本稿末尾の別表で一覧できるようにした。第二は、当時の南京市や江寧県の公的機関（政府・法院等）の公文書で、現在は南京市檔案館や江寧区檔案館に収蔵されているものである。

I 江心洲概観

江心洲は、洲の長さが12 km、幅の最も広い所が2.5 km で、平均すると1.25 km である。西側の長江本流の幅は2.5 km、東側の長江夾江の幅は0.6 km である。面積は20 km²の時もあったが、鳳林洲の一部が長江本流によって流されたため、1999年時点の面積は15 km²で、人口は1.19万人である⁽¹⁴⁾。なお、1951年8月末の面積は14.3 km²、人口は6738人であった⁽¹⁵⁾。

江心洲は、元来は江蘇省の管轄下にあったが、1928年3月に国民政府が江心洲を南京市域に編入することにした。ただし江蘇省政府の反対で実現しないままであったが、1934年7月に蒋介石が直々に命令を下すことで、1934年9月に江心洲が南京市に正式に編入されることになった⁽¹⁶⁾。したがって、本稿が考察する時期の江心洲はまだ南京市域に編入されておらず、江蘇省管轄下にあった時期である。

史料1には、江心洲で地代として納入される作物として小麦とトウモロコシが登場するが、水稻は登場しない。実は、江心洲の土壌は「沙土」で漏水するため、水の調整が必要な水田を造成することができず、耕地はすべて畑地である⁽¹⁷⁾。20世紀第2四半世紀における開発の結果を知るために、1951年の作付面積、耕地面積、栽培作物についての統計を見てみよう（表1）。当時、江心洲は行政区画としては3郷に分かれていた。統計の対象となっている永定郷は、3郷のなかで最も下流に位置し、開発の時期も比較的遅かった所である。なお、1951年8月末時点の永定郷の総土地面積は8566.48畝、人口数は2257人である⁽¹⁸⁾。

冬の陰暦十月に播種され、翌夏の陰暦四月に収穫される夏収作物のほとんどは小麦である。夏収作物の作付面積は耕地面積の90%であり、100%ではない。つまり、夏収作物を作付けできない耕地が存在する。作付けできない耕地とは、地勢の低い窪地で、減水期の

表1 1951年江心洲永定郷の作付面積

夏収作物の作付面積（単位は畝。比率は〈作付面積／耕地面積〉）

小麦	大麦	アブラナ	ソラマメ	エンドウ	合計	比率（％）
6299.28	111.17	148.22	148.22	0	6706.89	90.5

秋収作物の作付面積（単位は畝。比率は〈作付面積／耕地面積〉）

水稻	大豆	トウモロコシ	その他	合計	比率（％）
0	1482.27	1852.84	0	3335.11	45

出典：中国共産党南京市委員会城郊工作委員会「関於南京市郊区土改前後情況調査統計」の表17「南京市郊区十一郷農藝作物種植面積統計表」（南京市檔案館蔵 4030-2-20 1949年12月～1953年11月14日）より作成。表中の「その他」は、棉花・ゴマ・緑豆・ソバ・サツマイモ。耕地面積は夏収作物の数値からは7410.93畝、秋収作物の数値からは7411.36畝となる。

冬でも水が溜まっている場所である⁽¹⁹⁾。一方、夏の陰暦五月に播種され、秋の陰暦九月に収穫される秋収作物は、第一がトウモロコシ、第二が大豆である。そして、秋収作物の作付面積は耕地面積のわずか45%にすぎない。これは「沙土」であるため、夏の増水期に長江の水位が上昇すると、江心洲内部の窪地やその周囲の水位も上昇してしまい、播種できない耕地が冬よりもさらに広がってしまうからであろう。すなわち、冬の減水期に生長する夏収作物の作付率は高いが、夏に生長する秋収作物の作付率は夏の増水に影響されることが窺える。

II 考察 江心洲の永定洲（困水洲）

1 無断開墾の発生と問題の所在

つぎに紹介するのは、1939年9月に汪兆銘政権下の南京市政府に提出された嘆願書の抄訳である。提出したのは、江心五洲の一つである永定洲の大株（「大股」）をもつ7名の株主である。このうち周一漁は大株を保有する崇善堂の代表であり、他の6名は個人株主である。その内容は1927年から1939年までのことが書かれているが、ここでは1929年ごろまでの部分を紹介する。

史料2 「呈為遊匪蠢動，公求出示嚴禁搶割柴薪，強築佔墾由」（「永定洲歲字号」所収）⁽²⁰⁾
（原文は本稿末尾に掲載）

- a 私たち崇善堂や各人はそれぞれ永定洲の土地の一部を所有しております。永定洲には全部で16個の大株（「大股」）があり、そのうちの1株は南京市財政局が保有し、他の15株は民間人が保有しています。（ア）永定洲は「活水八股」と「困水八股」に分かれています。元来はアシや柴を生長させ、〔株を保有する〕「各戸」が毎年輪番で〔株の持ち分に応じて〕その年に担当する場所を管理し⁽²¹⁾、その〔アシや柴による〕収入を〔崇善堂ならば〕慈善事業に使い、〔その他の個人株主は〕家の生計に役立てていました。
- b 民国16^{マツ}（1927*）年、安徽省無為県の「遊匪」丁曉侯らが突然に数百人の仲間（「同黨」）を集め、永定洲のうち、（イ）私たち〔7名〕が当番として管理していた困水洲で、勝手にアシや柴を伐採して開墾を始めました。私たちは直ちに〔丁曉侯らの行為を〕禁止するように各機関に請願するとともに、首都地方法院に強盗罪で訴えました。その結果、首謀者の「暴徒」である丁曉侯には懲役3年の判決が下り、執行されていますが、困水洲で無断開墾をした他の多数の仲間はそのまま困水洲に居座り続けまし

た。そこで私たちはやむなく、[1929年9月に**] 困水洲を天字号から張字号に至る16個の字号の土地に分け、活水洲も寒字号から陽字号に至る16個の字号の土地に分け、つまり永定洲全体で32個の字号に分けることにしました。そして分割後は、「各戸」（株の保有者）が保有する株数の多寡によって、分割した各字号を所有・管理することになりました。どの字号を分配するかをくじ引きで決める時には、官員を派遣してもらい、その監視下で公正に行いました。また、居座って無断開墾を続ける者たちについては、「各戸」がそれぞれ対応することになりました。（ウ）しかし結局、私たちの思いどおりにはならず、かれらは立ち退かずに居座り続けました。（中略）

提出者：周一漁／田耀東・鄭馬氏・鄭楊氏・馬士浩・馬壽蓀・鄭筱藩

中華民國28（1939）年9月5日

*（訳注）後述するように、民国16（1927）年は誤記で、実際は民国17（1928）年である。そこで以下では、1928年のこととして叙述していく。

**（訳注）後段でも言及するが、1929年9月15日に崇善堂で開催された株主の会議で、32個の字号に分割することが決まる⁽²²⁾。

まず、この嘆願書に書かれている内容について、他の史料を参照して確認・補足できることと、検討すべきこととを分けながら整理しておく。

①永定洲は16個の大株（「大股」）を保有する株主（以下、業主と呼ぶ⁽²³⁾）によって共有されている。そして南京市政府財政局（以下、財政局と略す）が大株1個を保有している。この1株は、従前は金陵救生局が保有していたが、1928年9月に財政局に移管されたものである⁽²⁴⁾。他の15個の大株は民間人（崇善堂のような民間団体を含む）が保有している。1団体や1個人が複数の株を保有（崇善堂は1団体で2株を保有⁽²⁵⁾）していたり、1株を2人で半株ずつ所有していたりするので、業主の数は16人・団体とは限らない。そして、崇善堂を含め、これら民間の業主たちはほとんどが南京に住み、また中洲以外の圩田（長江沿岸沿いの水田）も所有する不在業主であった⁽²⁶⁾。

②永定洲の洲地そのものは、困水洲と活水洲の2つに大きく分かれていた（図2）。困水洲の名称は堤防（名称は同義圩）に囲まれていることに由来し、活水洲の名称は堤防に囲まれていないことに由来している。しかし、いずれも以前は開墾せずにアシや柴を生長させ、それらを収穫・販売して業主の収入としていた。このうち1928年に開墾が始まったのは困水洲である。なお、「困水八股」「活水八股」という語で表現される経営管理の方法については、「2」でとりあげる。

③1929年9月15日、業主たちは南京の崇善堂で会議を開き、困水洲の土地を16個の字号に、

活水洲の土地も16個の字号に、合計32個の字号に分割した。困水洲の16号には千字文の1番目から16番目までの「天地玄黄，宇宙洪荒，日月盈昃，辰宿列張」を、活水洲の16号には17番目から32番目までの「寒來暑往，秋収冬藏，閏餘成歲，律呂調陽」を割り振った。そして、1株を保有する業主は困水洲の1字号と活水洲の1字号とを取得することにした。その結果、財政局はくじ引きで困水洲の「昃」字号と活水洲の「歲」字号を得た⁽²⁷⁾。なお、活水洲の面積については、16分割後の毎号が約400畝なので約6400畝である。困水洲については正確な数値が得られていない。

④無断開墾を始めた首謀者として、籍貫が安徽省無為県の丁曉侯の名があがっており、丁は「遊匪」と呼ばれている。丁曉侯とはどんな人物か、後段で検討しよう。また、開墾民たちは丁曉侯の仲間（「同黨」）と呼ばれている。開墾民が丁曉侯の仲間かどうか後段で検討しよう。

⑤この嘆願書が上記7名の業主によって提出された理由についても後段で検討する。

以下では、④⑤を含め、困水洲におけるこの無断開墾がどのように起こり、その後どのように推移したかを跡づける。それを通じて、本事件の真相を明らかにするとともに、本事件に関わったアクターを抽出し、各アクターの特徴や本事件における位置、また本事件を契機とするアクター間の関係の変化を考察する。

2 開墾前、永定洲の経営管理方法

無断開墾が起きるまで、業主たちは永定洲をどのように経営・管理していたのか、史料2の下線部（ア）を理解するために、まずこの点を検討しよう。業主たちは1929年9月15日の会議で、永定洲を32個に分割することを決める。公正さを保障する「監視」役として、その会議に派遣された財政局第三科員盧昌盛の局長金国宝への復命書によると、分割前の経営・管理のあり方は、少し説明的に訳せば次のようになる⁽²⁸⁾。

永定洲の土地は、株数の合計16株に合わせて、活水洲の土地を8段に、困水洲の土地も8段に、計16段に分けられている。そして毎年、8株の業主が困水洲の8段の当番となり、残りの8株の業主が活水洲の8段の当番となる。1株を保有する業主は、毎年16段のうちの1段の土地を輪番で管理するので、16年間で16段すべてを管理し終わり、輪番が一周するようになっている。

すなわち、16段のうちのある1段の土地についていえば、それを管理する固定した業主はおらず、毎年異なる業主が管理することになる。たとえば1929年の場合、財政局に輪

番で回ってきた段は「活水洲の政字号」であった。そして財政局は、政字号のアシ・柴を収穫する権利を630元の代価で袁升和に与えている⁽²⁹⁾。「政」の字は千字文で312番目であり、32分割後の字号にはない字である。つまり「政」字号の土地は、「困水八段」と「活水八段」の計16段に分けられていた時の、活水洲に所在する段の字号である。財政局は政字号に生長するアシ・柴を収穫する権利を有するが、実際には入札を募って落札者にその権利を与える。なお、困水洲の面積は活水洲の面積とは同じではないので、困水洲の1段の面積も活水洲の1段の面積と異なる。しかし16年間で16段すべての当番になり、16年間で管理した面積の総和は全永定洲の面積となるので、1段ごとに面積が多少異なっていることは大きな問題にならないと思われる。

1928年の場合、史料2の下線部（イ）にあるように、この年に「困水八段」を管理する当番になっていたのは、史料2に署名した7名の株主たちであった⁽³⁰⁾。それで、この7名が関係各機関に請願したり、首都地方法院に訴えたりしたわけである。

3 事件をめぐる対立の構図

つぎに無断開墾が起きた直後における、開墾民側と業主側のそれぞれの主張、および財政局の動きを『公報』から紹介しよう。史料2は困水洲で無断開墾が起きた年を1927年とするが、『公報』第21～23期所載の財政局関係の記事3件⁽³¹⁾を読むと、事実としては1928年9～10月ごろに起きたと推測できる。3件の記事を総合すると次のようになる。

「土棍」の丁某（丁曉侯を指す）が多数の佃民（開墾民を指す）を集め、永定洲〔うちの困水洲〕で業主（「産権人」）に無断で薪（アシや柴）を刈り取って開墾し始めた。そして、佃民とこれを阻止しようとする業主とのあいだで、連日衝突が起きるようになった。この事態を聞いた財政局の李局長は、財政局が保有する資産の保護と事態の沈静化のために、武装保安隊20名を出動させるように市公安局に要請した。武装保安隊が派遣されたので、事態そのものは沈静化した。

佃民側の主張は、業主のなかに、開墾のために佃民たちが払った「押板金」（＝「押租」。保証金。以下、カッコを略す）を受け取った者が7名いる。にもかかわらず、いまごろになって佃民の開墾を許さないのはおかしい、である。業主側の主張は、佃民は押板金を払ったと言っているが、実際には払っておらず、力づくで開墾を進めようとしている、であった。

その後、「洲民」（佃民）の男女数百人が旗印を手に財政局に請願に来た。そこで李局長は、財政局市産股の賈広釗に公安局社会処の委員と一緒に調停するように命じた

ところ、17日（11月17日か？）に救生局⁽³²⁾に佃民と業主の代表を集めて会議を行うことになった。その会議には、佃民側弁護士の王朝幹と業主側弁護士の李宗嫌、さらに佃民側が押板金を受領したと主張している業主7名にも参加させる。また佃民には押板金の領収書を提出させることになった。財政局は、この会議で証拠や証人がそろい、真相が判明すれば本件は難なく解決できるだろうと考えている。

ところで、ちょうどこの時期に「永定洲墾民」と名乗る夏雲峯等が南京市長宛に嘆願書を出し、これを受けた市長は10月17日付の「令」で、実情を調査するように財政局に指示している。この「令」⁽³³⁾によると、夏雲峯等の主張を以下のように整理できる。

私たちが江寧県の永定洲を「租墾」（借地・開墾）し、「鉅款」（大金）を納入していることについては、文書の証拠（「有案可考」）があります。しかし意外にも、業主の秦善之・呉松筠・馬玉叔等が人夫数百人を雇い、私たちの家屋を不法に占拠して豆や穀物を力ずくで取り上げ、さらに放火して私たちに災いをもたらし、また勝手に任克成・馮成倉等を捕まえて、どこかに連れ去ってしまいました。

たとえ永定洲の一部の業主（秦善之等3名を指す）が、その「地価」を「他人」（「地価」を受領した他の業主たち）に着服されたとしても、それは彼らのあいだ（業主どうし）で解決すべきことであり、〔「地価」を払った私たちには関係のないことです〕。人夫たちが私たちの豆や穀物を取り上げるのをやめるように、市長から文書による命令を出していただくとともに、〔私たちは借地・開墾の手続きをきちんと踏んでおり、「租銀」（地代）も払うつもりですので、市長が〕委員を派遣して租銀をご査収していただきたく存じます。

2件続けて提示した史料を総合してみよう。夏雲峯がいう「鉅款」（大金）は、「租墾」のために払われたものであるから、通常は業主が受け取るものである。同じ史料の「地価」も業主に払ったものと認識されているから、「鉅款」を言い換えた語と考えられる。そして、ここにいう「鉅款」＝「地価」とは、前の史料を参照すると、困水洲を開墾するために佃民側が7名の業主に払った押板金（保証金）を指す。また、この押板金が困水洲を開墾するために払われている点と、この年の困水洲8段を管理していたのが史料2を提出した周一漁等7名の業主たちである点とを考え併せれば、押板金を受領したとされる業主7名とは周一漁等7名を指すことになる。

したがって、1928年10月時点の夏雲峯たちの認識をまとめると次のようになる。すな

わち、開墾民は、永定洲の多数の業主のうち、この年の困水洲の当番になっている周一漁等7名に巨額の押板金を払い、正規の手続きをふんで借地・開墾の契約を結んだ。この契約にもとづき、困水洲のアシ・柴を刈り取り、耕地にするための開墾作業を始めた。しかし、3名の業主（秦善之・呉松筠・馬玉叔）が押板金は受け取っていないし、そのような契約も結んだことはないと主張し、人夫を雇って開墾民に危害を加えた。開墾民が払った巨額の押板金は、それを受け取った7名の業主が着服しており、秦善之・呉松筠・馬玉叔等、他の業主に渡すべき分を渡していないようである。しかし、それは業主たちのあいだの問題であり、私たち開墾民には関係のない問題である。きちんと手続きをふんだ私たちはこのまま開墾を進めたい。そして、契約どおりに「租銀」（毎年の地代）を払う用意もある。財政局は永定洲の業主であり、公的機関として信頼できるので、私たちが払うつもりの「租銀」を受け取ってもらいたい、と。

一方、秦善之・呉松筠・馬玉叔の業主3名の認識は、押板金は受領しておらず、借地・開墾の契約も結ばれていないので、これは業主に無断の開墾であるとなる。そこで問題となるのは、史料2を提出した周一漁等7名の業主のことである。開墾民側の主張では、この7名が押板金を受領し、かつ着服して秦善之等に渡さなかったことになっている。事の真相はどうか。

なお1928年当時、永定洲を含む江心洲はまだ南京市の管轄下に入っておらず、江寧県と江浦県の管轄下にあった。永定洲が市政府の管轄下ではないにもかかわらず、財政局が市の公安局に武装保安隊の出動を要請し、また開墾民側と業主側との衝突を調停しようとするのは、一つは財政局が永定洲の株を保有する業主だからであり、もう一つは、前述したように、当時はまだ市域に入っていないが、江心洲が市域に入ることが予定されていたからであろう。

4 丁曉侯について

開墾民を動員して開墾を始めた首謀者は丁曉侯であるが、『公報』所載の記事ではほとんど言及されていない。他の資料からその経歴やこの事件における位置を探してみよう。Web上で丁曉侯を検索したところ、無為県の名士で、1931年に本人が所属する宗族の族譜「丁氏重修宗譜」に序を寄せている。その肩書きから、名は雲驤、清代に山西省の知府の身分を捐納で取得し、実職としては山西省の代州直隸州の知州代理を務めている⁽³⁴⁾。また一説では、李鴻章の孫娘を妻とし、清代に山西省だけでなく、湖南省の地方官も務め、民国期には第1・2期の安徽省参議員を務めたという⁽³⁵⁾。その詳細については不明な部分があるが、政治的社会的力量を一定程度備えている人物と考えてよいであろう。

無断開墾を主導したあとの動向については、17日の救生局での会議に出席する2人の弁護士、王朝幹と李宗嫌に着目すると、丁曉侯（加えて業主の呉松筠）の位置が見えてくる。この2人の弁護士は、前年の1927年8月に江寧県地方法院の審判庁で判決が下りた民事訴訟にも登場する。これは江心五洲の一つである鳳林洲の開墾をめぐる訴訟案件である。当時の鳳林洲は7個の株を保有する業主によって共有され、永定洲と同様に、業主たちは開墾せずにアシ・柴を生長させていた。この訴訟における原告側は、同成実業有限公司の經理である丁曉侯・談泮芹・王立功の3名で、業主の1人である唐杭氏と仮契約を結び、開墾を進めようとしていた。そして原告側の弁護士が王朝幹であった。一方、被告側には業主の唐杭氏（7株のうち1株余りを保有）に加えて、困水洲で夏雲峯等に危害を加えた業主の呉松筠が唐杭氏の代理人として名を連ねていた。そして被告側弁護士の1人が李宗嫌であった⁽³⁶⁾。したがって、困水洲の事件で王朝幹が開墾民側の弁護士になっているのは、丁曉侯との関係からと考えられる。これは、開墾開始時だけでなく、その後の業主側との論争においても丁曉侯が開墾民側の中心人物として関与していたことを示唆する。また、李宗嫌が業主側の弁護士になっているのは、呉松筠との関係からと考えられる。以上、弁護士の顔ぶれをふまえると、困水洲の事件における対立の当事者は、〈開墾民と丁曉侯〉対〈押板金未受領の秦善之・呉松筠・馬玉叔等の業主〉となる。そして、史料2に署名した周一漁等7名は、開墾民側が押板金を受領したと考えている業主となる。

5 事件の真相

ところで、救生局で開催されるはずの17日の会議の結果は、管見では『公報』に掲載されていない。そのため、真相が解明されたのか否かを確認できない。だが翌年になると、前記の構図とは異なる、今回の騒動の真相を示唆する諸事情が、断片的ではあるが『公報』に掲載される。1929年2月16日に南京市長の劉紀文は、「永定洲墾民代表」を名乗る陳国楨等から出された嘆願書に対する回答文（「批」）を出す⁽³⁷⁾。この嘆願書については題目しか判明しないが、それは「土豪がもめごとを操っていて解決できないので、調査のうえ章程を制定し、〔土豪を介さずに〕業主と佃戸とが直接に〔交渉・契約できる〕ようにお願いします」⁽³⁸⁾である。かかる題名の嘆願書を「墾民代表」の陳国楨が提出した背景を、この題名のみから探るのは困難なので、この問題については、次の段落以下で紹介する諸史料を参照しながら順次検討していきたい。ただし、この嘆願書に対する市長の回答文は「この案件については、以前に財政局から《すでに〔局内の担当部署に〕善後策を策定させ、もめごとが起きないように指示した》との報告を受け取っている。については財政局が解決案を上申してくるのを待って審議・決定するので、それまで待つように」となっている。

すなわち、以前にも同内容の嘆願があり、財政局から上申される解決案を待っている状態であることがわかる。

つぎに、1929年4月3日付の財政局から劉市長宛の上申書⁽³⁹⁾を見よう。これには陳国楨等の嘆願を受けてからの経緯がまとめられている。その前半部分を整理すると次のようになる。

第一に、陳国楨等は、丁曉侯とその息子の丁楚波とが開墾に名を借りて資金を集めるために、陳国楨等の開墾民から財物を騙し取った（「丁楚波騙取墾民款項」「丁楚波與其父丁曉侯，藉墾歛資，欺詐取財」）、と市政府に訴え出た。この訴えが前述した最初の嘆願と考えられるので、その時期は1929年1月ごろと推測される。

第二に、これに対して市長は、もしそれが事実ならば陳国楨等の開墾民はただちに法院に赴き、法にもとづいて提訴すべきと陳国楨等に回答した。同時に、市政府は永定洲の株の16分の1しか保有していないが、〔業主と佃農のあいだで〕今後トラブルが起きないように善後策を講じ、業主と佃農の双方がともに安んじることができるようにせよ（「必期業佃相安」）との指示を財政局に下した。これも1929年1月ごろと推測される。

第三に、市長の指令を受けた財政局長は、市産股の周鼎に永定洲同業事務所と相談して、〔業主と佃農とが直接に交渉・契約できる〕「承佃章程」を策定するように指示を下した。

まず、丁曉侯・丁楚波父子が、開墾の話を開墾希望者にもちかけて金銭を騙し取ったという話、これが新たに登場してくる。そして市長は、その当初は「もしそれが事実ならば」と仮定の話としているが、その後の市長ならびに財政局は、この話を事実として対応していることがわかる。すなわち、開墾希望者が借地・開墾の契約を結ぶために巨額の「押板金」を払った相手は丁曉侯・丁楚波父子であったわけである。おそらく丁父子は開墾希望者に対しては、業主の了解を得て契約の仲介を行っているかのように装っていたのであろう。そして、開墾希望者から「押板金」を詐取し、7名の業主が発行したというニセの領収書等を開墾民に渡した。開墾希望者は丁父子とニセの領収書等を信じて開墾を始めた。一方、丁父子は永定洲の業主たちに対しては、なんら交渉を行わなかった、あるいは交渉したが拒絶されたと推測される⁽⁴⁰⁾。そのため、業主の一部（秦善之・呉松筠・馬玉叔の3名）は、無断で開墾を始めた夏雲峯等の開墾民に危害を加えた。以上が1928年秋の事件の真相であろう。

6 介在者の存在意義

ところで、陳国楨が市長に訴えていた、「土豪がもめごとを操って……〔土豪を介さずに〕業主と佃戸とが直接に〔交渉・契約できる〕ように」における「土豪」とは、明らかに丁曉侯父子を指している。この時点での陳国楨の表現だけを見ると、丁曉侯のような業主と開墾希望者のあいだに介在する者（以下、介在者と呼ぶ）は、排除されるべきものとして扱われている。それでは1928年秋に介在者が存在していたのはなぜであろうか。また、丁父子のような介在者を排除すれば、開墾希望者は業主と直接に交渉・契約できるであろうか。この点にも注意しながら、その後における市政府や業主の対応を見てみよう。

上記の真相に対して市長は、一方で開墾民に対して法院に提訴するように勧めるとともに、他方では財政局に善後策を講じるように指示する。その善後策の内容は、陳国楨の訴えに沿う方向、つまり、「土豪」が介在する余地を与えないように、業主と開墾民とが直接に契約を結ぶ（「俾東佃直接」）章程を制定することであった。そして財政局は、この件について永定洲の業主たちにはたらきかけることになる。

それ以降のことを、4月3日付の財政局から劉市長宛の上申書、およびこれに対する4月10日付の市長の指令に戻ってまとめておこう。

第四に、ちょうどこの時に業主たちは、永定洲を業主間で分割するための測量作業のために該洲に出向いていたので、財政局市産股の周鼎は業主たちと再三再四相談した。業主たちの意見は「いまは分割のための測量を行っている時で、まだくじ引きで所有権を画定していない。章程を制定するのは所有権の画定後がよい」であった。

第五に、財政局が周鼎の報告にもとづいて市長に上申する準備をしていると、陳国楨等から催促の嘆願が届いているので、至急に検討結果を報告するように、との催促が市長から財政局に届いた。

第六に、財政局は4月3日付で、市政府を除く業主たちは、永定洲を分割して所有権を画定してから承佃章程を制定するべきとの意向であることを市長に報告した。

第七に、4月10日に市長は了解し、所有権を分割・画定したのちに承佃章程を審議するように命じる。

財政局の周鼎がはたらきかけている対象は、市政府を除く永定洲のすべての業主であり、相談する内容は、永定洲での開墾・耕作を希望する者と交渉して契約を結ぶための承佃章程の作成である。そして、この章程作りは当然ながら、永定洲（後述するように、財政局は困水洲だけでなく、活水洲も含む全永定洲を想定している）において開墾を進めること

を前提としている。したがって、業主へのこのはたらきかけは、市政府が永定洲について、市政府の保有分である16分の1という限定を超えて開墾を推進する側に立ったことを示唆する。それでは、業主の側も開墾の推進へと姿勢を転換したであろうか。

陳国楨等が市長に対して何度も催促をしていることから、開墾民が一刻も早く業主と正式な契約を結ぶことを望んでいることがわかる。なぜなら、陽暦4月ならば2カ月後には秋収作物の播種期の陰暦五月になるが、開墾民は業主と正規の契約を結んでいないため、耕作する土地も借地の条件も未定の不安定な状況にあるからであろう。また市長も、開墾民のかかる状態を考慮し、財政局に至急の督促をしている。それに対して、他の業主たちの対応は、上記の「永定洲を分割して所有権を画定してから」であり、開墾民や市長のように急いで章程を作る様子は窺えない。

さて、業主たちが章程制定の前提としている〈永定洲の分割、所有権の画定〉は、財政局が一再ならず督促したものの、そのための業主会議はなかなか開催されず、一度は8月15日開催に決まったようだ⁽⁴¹⁾が、結局、前述したように9月15日になってやっと開催された。おりしも1929年9月、アメリカ空軍が南京市の空中写真を撮っている(図3、図4)。江心洲については、永定洲のうちの活水洲のかなりの部分と困水洲のごく一部、および寿代洲の一部が写っている。活水洲については、人工物が見えないことから、開墾の手がほとんど加わっていないと判断できる。逆に困水洲(と寿代洲)については、人工物として、土地を一筆太々の経営耕作地の大きさに区画するための直線を見てとることができる。困水洲は1928年秋に開墾されていたので、耕地(畑地)が存在し、そこで農業が営まれていてもおかしくはない。

7 分割後の業主の姿勢と土地利用

前述したように、市政府以外の業主たちも、所有権画定後には承租章程を制定することであった。それでは分割後に開墾民が業主と結ぶ借地契約は進んでいったであろうか。



図3 活水洲の空中写真(1929年9月アメリカ空軍撮影)。活水洲側には人工物が見えず、未開墾の状態である。

出典：アメリカ議会図書館蔵(大阪大学名誉教授小林茂氏提供)



図4 困水洲と活水洲の境界付近（1929年9月アメリカ空軍撮影）。困水洲（および寿代洲）には畑地の境界線が見える。

出典：アメリカ議会図書館蔵（大阪大学名誉教授小林茂氏提供）

1929年11月25日付で財政局長の金国宝は市長の劉紀文に次のように上申している⁽⁴²⁾。

現在、活水洲は洲全体が未墾の状態なので、〔財政局を除く〕各業主はみな開墾せずに、従来どおりアシや柴を生長させておくべき（「仍須保留産柴」）であるという意見ですので、本局は〔活水洲の歳字号を開墾する〕単独行動をとらないほうがよいと存じます。他方、困水洲の一部はすでに開墾されて耕地になっていますので、本局が経営管理する範囲（＝戻字号）については、規定を整備して「東佃直接」の方法を採用し、それによって〔土豪が介在する〕弊害を防ぎ、〔畑地の地代を取ることで〕収入を増やすことにしたいと存じます。そこで「困水戻字号洲地承租規則十五條」案を作成しましたので、ご審議のほどお願いいたします。

活水洲は1928年秋の無断開墾の対象となっていなかったため未墾の状態であった。しかし財政局は市有地となった歳字号については開墾するつもりであり、また他の業主にも開墾をはたらきかけていたと推測されるが、他の業主たちの意見は「従来どおりアシ・柴を生長させておく」であった。そのため財政局長は単独行動を控えて、従来どおりアシ・柴を生長させることを市長に提案している。そしてこの提案は承認されている⁽⁴³⁾。

一方、開墾民によってその一部が開墾されている困水洲については、財政局が市有地と

なった昺字号を対象に、業主（市政府）と開墾民とが直接に契約を結ぶための規則案を作成している。困水洲のそれ以外の字号については、前述したように、所有権画定後には他の業主たちも承佃章程を制定するとのことであったし、史料2の下線部(ウ)にあるように、開墾民が「立ち退かずに居座り続け」ていたこともあり、困水洲については他の業主たちも開墾民と直接に契約する方法を進めていったと思われる。以上、市政府は未墾の活水洲も開墾する考えであったが、他の業主たちには活水洲を開墾する姿勢はなく、活水洲は開墾されないままであった。

ここでもう一度史料2に立ち戻ってみよう。これは1939年作成であるが、下線部（ウ）から窺えるように、できるならば開墾民を立ち退かせ、アシ・柴を生長させる方法に戻したいというのが当時の周一漁等7名の業主の考えであったことが読み取れる。このように永定洲の業主は開墾反対の強い姿勢をもっている。かかる状況下で、開墾希望者自身に特別な政治的社会的力量がないとすれば、かれらが業主と開墾の交渉をしても拒否されることは火を見るよりも明らかである。それでは丁曉侯はどうかといえ、その経歴の詳細や真偽については未確認の点があるが、一定の政治的社会的力量をもつ者とみなすことはできよう⁽⁴⁴⁾。1928年秋に丁曉侯が業主と開墾希望者とのあいだに介在しえたのは、政治的社会的力量をもたない多数の開墾希望者の存在と、そして開墾に強く反対する業主の存在とがあったからである。

それでは丁曉侯のような介在者が排除されたあとは、介在者はいなくなったのかといえ、そうともいえない。新たな介在者として市政府が、業主に対して開墾民と直接に交渉・契約を行うための章程を作成するようにはたらきかけている。すなわち、「東佃直接」には、土豪を介在させないようにする意味とともに、業主の姿勢を転換させて開墾希望者との交渉・契約に向かわせる意味も含まれていたのである。だが業主の姿勢は依然として開墾反対であり、活水洲の開墾には至らなかった。そして、この点は、市政府は業主に開墾をはたらきかけるが、強制は行わず、業主が所有する土地の利用法はあくまでの業主の判断に任せていることを示唆している。

8 市有地昺字号の「承租暫行規則」

1929年11月25日に財政局が市長に提案した「永定洲昺字號洲地承租暫行規則」案は、12月16日に市長が財政局に一部修正するように指示を出した。修正すべき点は短い字句の訂正なので、すぐに修正されて施行されたと思われるが、管見のかぎり『公報』には本規則が掲載されておらず、また施行の時期も不明である。ただし1930年2月には昺字号の佃戸を募集する布告が出されている⁽⁴⁵⁾ので、2月には施行されていたようである。

ところで、この規則そのものではないが、翌年にこれに若干の改正を施した「南京市財政局永定洲戾字號洲地承租暫行規則」(1931年6月19日施行)の全文と、どの部分を改正したかの説明とが『公報』に掲載されている⁽⁴⁶⁾。主要な改正点は、①毎畝の保証金8元を5元に減額すること；②毎年の租額について、春秋2季のいずれも収穫量の10分の4を時価に換算して納入する「分租」制を、「銀租」制(改正規則の第4条によれば、春季2元、秋季1.1元、計3.1元)に変更すること、以上の2点である。それ以外の部分については、改正前の内容と改正後の内容は同じと判断できる。この戾字號の規則については、別稿において、市政府が大小黃洲や八卦洲等の中洲を対象に制定した規則とともに比較対照する予定なので、ここでは若干の問題を一瞥するにとどめたい。

戾字號の規則に先行して、市政府が中洲を対象に制定したものとして「大小黃洲墾務管理處領佃暫行規則」(1929年4月3日施行)⁽⁴⁷⁾がある。その第8条は、佃戸が洲地を開墾して耕地に整備すれば、毎畝2元の「墾費銀」を墾務管理处(財政局の附属機関)が佃戸に支給すると規定している〈開墾費支給規定〉。また、少し遅れて施行された「南京市八卦洲農地租佃規則」(1931年10月23日施行)⁽⁴⁸⁾の第6条は、佃戸が荒地を開墾して耕地に整備すれば、1年目の地代3元を免除すると規定している〈開墾1年目免租規定〉。どちらも佃戸の開墾に報いる規定である。他方、戾字號の規則にはこのような規定がない。これが疑問の一つ目である。

二つ目は、中洲で農業を営むうえで重要なインフラである堤防の建設費に関する規定が、戾字號の規則にはない点である。市政府が中洲を対象に制定した規則のなかで、堤防の建設費について言及したものとしては、ようやく1933年の「修正南京市八卦洲農地租佃規則」(1933年5月15日公布・施行)⁽⁴⁹⁾の第10条において、業主と佃戸が折半することが規定されている。しかし大小黃洲の場合には、1934年の「修正南京市財政局大小黃洲租佃暫行規則」(1934年3月31日施行)⁽⁵⁰⁾に至っても、堤防の建設費に関する規定が登場しない。以上の2点は、市政府による中洲の土地や佃戸の管理には、規定だけでなく、規定の運用(したがって規則には記載されていない)によって処理される部分もあることを示唆している。

お わ り に

本稿に登場したアクターは、永定洲の業主、市政府、開墾民、そして丁曉侯のような介在者であった。このうち、永定洲の業主には開墾に強く反対するという特徴があることが判明した。これまでの中国史研究において、管見では、かかる特徴を有する業主の存在はほとんど知られていない。業主のほとんどが南京に住む不在業主であり、かつ中洲以外の

圩田（長江沿岸沿いの水田）を所有するという特徴に加えて、環境史や燃料史をも視野に入れて、開墾に反対する合理的な理由の掘り下げた説明が今後の課題となろう。

市政府は永定洲の業主であると同時に、国民政府下の公的機関の一つとして（前述したように、当時、永定洲はまだ市政府の管轄下ではなかった）、業主と開墾民とのあいだで開墾を推進する役割を演じ始めたことが判明した。その意味で新たな介在者といえよう。ただし、業主に開墾をはたらきかけはするが、それを強制することではなく、開墾をするかしないかはあくまで業主自身の判断においていることに注意しておきたい。

丁曉侯に騙されて困水洲を開墾した人々は、その直前にはどこに住み、何をしていたのか、本稿が検討対象とする時期については、管見ではこれを示唆する史料が見当たらない。ただし1940年に活水洲歳字号の開墾を希望する者たちについて検討を加えると、垣間見えてくるものがある。これについては別稿で考察することにした。

丁曉侯父子は籍貫が無為県の者である。騙された開墾民のなかに籍貫が無為県の者がどのくらいの比率でいたかは不明であるが、かなり多かったと思われる。籍貫が無為県であることが、開墾民と丁曉侯とを結びつけた要因の一つであったと思われるが、しかし籍貫が無為県である者のあいだでも、騙し／騙されることが起きることを、本稿で見出すことができた。籍貫以外にどのような要素が開墾希望者同士を、また開墾希望者と介在者と結びつけるのか、これも今後の課題としよう。

史料1 「南京市江心洲扶植自耕農實驗區業務實施計劃」

江心洲位於本市西郊，孤懸江心，乃由上流泥沙淤積而成。宋代出水，屬官荒。其後大部洲地轉為民業，任令生長蘆草，充作柴地。迨民國十五年，安徽無為墾民大量遷入，刈蘆除草，著手開闢，歷年築圩排水，今已盡成農地。洲地開墾以後，依習慣由開墾人取得「佃權」（相當於蘇常一帶之地面權），而原所有人則存「業權」（相當於蘇常一帶之地底權）。「佃權人」除每年每畝向「業權人」納租小麥及玉米各納一斗外，得任意處理其土地，「業權人」不能過問。（後略）

史料2 「呈為遊匪蠢動，公求出示嚴禁搶割柴薪，強築佔墾由」（「永定洲歳字号」所収）

- a 竊堂民等各有永定洲一業，坐落憲境水西門外北河口對岸江心地方，計共十六大股。內除有京市財政局一股外，餘皆為民業。分為活水八股、困水八股。向來生長蘆柴，各戶按年輪執，或恃此款，以辦慈善事業，或藉養身家之需，相安已久。
- b 迨至民國十六（1927）年，忽有安徽無為縣遊匪丁曉侯等糾集同黨數百人，到堂民等所執之永定洲困水洲地，搶割蘆柴，實行強墾工作。即經堂民等分別向各機關呈請禁止，

一面赴前首都地方法院，以強盜罪起訴。結果雖將為首之暴徒丁曉侯判決有期徒刑三年執行在案。而在洲強壘之同黨人眾，卒未解散。堂民等情迫無法，遂將該洲改為困水十六個字號，自天字號起至張字號止，活水亦改為十六個字號，自寒字號起至陽字號止，困活水共為三十二個字號。以後各戶，按原股之多寡，按號執業，並呈請派員到場監視簽分在案。所有在洲強壘之人眾，由各戶自為解決。不料年復一年，霸佔不去。（中略）

具呈人南京市永定洲業戶崇善堂法定代理人周一漁（蓋印）年五十九歲，南京人，

住金沙井三二號，崇善堂內，學界

業戶 參加訴願

田耀東（蓋印）年六十四歲，南京人，住金沙井三二號，職業政界

鄭馬氏（蓋印）年四十一歲，南京人，住竹竿巷二一號

鄭楊氏（蓋印）年五十五歲，南京人，住竹竿巷二一號

馬士浩 代● 年二十八歲，南京人，住七家灣五十號【●は未解読の字】

馬壽蓀（蓋印）年五十九歲，南京人，住牛首巷二四號

鄭筱藩（蓋印）年三十四歲，南京人，住竹竿巷二一號，郵政界

中華民國二十八（1939）年九月五日

註

- (1) 1931年までの江心洲については本稿で考察し、八卦洲と大小黃洲については別稿で検討する予定である。
- (2) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、中華民國海軍部水道図、揚子江南京至蕪湖分図、第一幅、「南京至鷄頭山」二万五千分の一、北京、海道測量局、民国12（1923）年4月1日發行（檔案番号：R/6-19）。中国語で「此洲於夏秋之際高葦滿長，十二月間收割盡淨。夏季漲水在十九尺至二十尺之間」と、英語で“Covered with high reeds during summer and autumn—reeds harvested in December—floods at 19–20 feet in summer”との説明がある。
- (3) 南京市雨花台区地方志編纂委員会編『雨花台区志』方志出版社、2002年、85頁。
- (4) 第二歴史檔案館蔵（36-471）、1948年9月18日に地政部が受領。
- (5) 江心洲で開墾が始まったのを咸豐元（1851）年とする説もある（前掲『雨花台区志』85頁）。事実とすれば、江心五洲のうち上流に位置する旗桿洲での開墾になろう。
- (6) 史料1に書かれているように、江心洲はアシや雑草が生長する燃料の採集地であった。また江心洲よりも面積が大きい八卦洲や大小黃洲については、1929年4月分の南京市政府社会局の業務報告として、「たきぎ（「柴薪」）は日常必需品で消費量も多い。現在本市で売られているたきぎの来源は八卦洲と大黃洲である」とあり（『公報』第34期、報告7頁）、中洲の開墾が南京の燃料問題に深く関係することが示唆されている。

- (7) 片山剛「江心洲地籍図をどう読むか」『近代東アジア土地調査事業研究 ニュースレター』第2号、2007年3月、167-168頁、参照。
- (8) 大坪慶之・片山剛「2006年南京市江心洲調査報告」『近代東アジア土地調査事業研究 ニュースレター』第2号、2007年3月、146頁。
- (9) 2012年12月26日、南京大学歴史系の夏維中教授の手配により、八卦洲街道辦事処で辦公室主任の曹徳強氏から話を聞くことができた。それによると、現在の八卦洲の戸籍人口は約3.1万人で、そのうち無為県を祖籍とする者が75%、六合県が15%、残りの10%が蘇北である；無為県からの移住者の大部分は1910年代から1920年代にかけて「逃荒」のために八卦洲に来た；とのことである（復旦大学の朱海濱教授の記録による）。
- (10) 南京市地方志編纂委員会編『南京水利志』（南京市志叢書）海天出版社、1994年、10頁。
- (11) 前掲『雨花台区志』49頁。なお、1931年の長江流域における大水害については、楊明哲「民國二十年（1931）長江大水災之研究」國立政治大學歷史研究所碩士論文、1987年6月、参照。
- (12) 佃権（田面権）や一田兩主制については龐大な研究があるが、さしあたり天野元之助『改訂復刻版』中国農業經濟論 第一卷、龍溪書舎、1978年（底本は『支那農業經濟論』上巻、改造社、1942年再版）、草野靖『中国近世の寄生地主制——田面慣行』汲古書院、1989年、朱福成『江蘇沙田之研究』（中國地政研究所叢刊69、蕭錚主編「民國二十年代中國大陸土地問題資料」）台北：成文出版社、美國：中文資料中心、1977年、参照。
- (13) 地権が業権と佃権に分化した経緯等についての詳細な考察は他日に期したい。なお、史料1に対する初歩的考察として、前掲片山「江心洲地籍図をどう読むか」がある。
- (14) 前掲『雨花台区志』85頁。
- (15) 中国共産党南京市委員会城郊工作委員会「關於南京市郊区土改前後情況調查統計」（南京市檔案館蔵 4030-2-20 1949年12月～1953年11月14日）。
- (16) 南京市地方志編纂委員会編『南京市志（第一冊）』総述・大事專記・地理・人口・環保』方志出版社、2009年、229頁。
- (17) 前掲大坪・片山「2006年南京市江心洲調査報告」151、155頁。
- (18) 前掲中国共産党南京市委員会城郊工作委員会「關於南京市郊区土改前後情況調查統計」。江心洲は洲全体で1郷であったのが、1949年11月に東宏郷・旗桿郷・永定郷の3郷（小郷）に分かれ、土地改革もこの小郷を単位に実施される。1951年に成立する初級社も東宏・旗桿・永定の3社である。
- (19) 江心洲の夏収作物・秋収作物の栽培状況については、前掲大坪・片山「2006年南京市江心洲調査報告」147、151-152、154-155頁、も参照されたい。大豆はトウモロコシのうねの間に間作するという。
- (20) 南京市檔案館蔵（南京特別市財政局、1002-4-1785）、財政局の受領日は1939年9月9日。
- (21) 原文の「按年輪執」の意味は史料2だけでは十分に理解できないので、後段で他の史料も参照して検討する。
- (22) 『公報』第51期、公牘1頁。
- (23) 本稿が使用する史料では、株主を指す場合でも「股東」と表現するものは少なく、「業主」と表現するものが多い。そこで本稿では、株主を指す場合でも業主と記す。
- (24) 満鉄・上海事務所調査室編『南京ニ於ケル不動産慣行調査報告 其九（公有地制度）』満鉄・上海事務所調査室、1942年12月、10頁。
- (25) 崇善堂は1940年代に2株を保有していたことが、史料2の檔案「永定洲歳字号」の省略

部分から確認できる。

- (26) 南京市雨花台区国土管理局編『南京市雨花台区土地管理志』方志出版社、1999年、34頁；片山剛「2008年南京市江心洲調査記録」『近代東アジア土地調査事業研究 ニュースレター』第4号、2009年3月、149、153頁；など。
- (27) 『公報』第49期、公牘8-9頁；『公報』第51期、公牘1頁。
- (28) 原文は「査該洲業主共十六股。向分活水八段、困水八段、毎年半數値困、半數値活、分段輪流、周而復始。」（『公報』第49期、公牘8-9頁、「永定洲同業拈分洲地案」所引の盧昌盛復命書）。
- (29) 『公報』第44期、報告26頁、民国18年9月分工作報告、財政局報告「處理洲産」。
- (30) 「困水八段」全部を管理するには8株分が必要である。前述したように、崇善堂が2株分を保有していたとすれば、他の6名で6株分を保有し、合計8株分になっていたことになる。
- (31) 『公報』第21期、紀事8頁、「市財政局雜訊」の「保護永定洲」；『公報』第22期、紀事9頁、「市財政局消息」の「洲務一瞥」；『公報』第23期、紀事4頁、「財政局消息」の「調解永定洲風潮」。
- (32) 救生局は永定洲の1大株を保有していたが、その株は1928年9月に財政局に移管された。当時は移管直後であるので、永定洲関係の書類がまだ救生局にあり、それで救生局で会議を開いたと思われる。
- (33) 『公報』第23期、公牘25頁、「夏雲峯等請制止秦善之等強収荳穀案」。
- (34) 「民国二十年丁曉侯為《考澗丁氏宗譜》所作譜序」五果堂丁氏宗譜網 (http://blog.sina.com.cn/s/blog_695421130100t6up.html)。Web上に丁曉侯の記事があることについては、大阪大学の田口宏二朗准教授より示教を得た。記して謝意を表したい。
- (35) 「開城橋訪古」五果堂丁氏宗譜網 (http://blog.sina.com.cn/s/blog_695421130100ru9z.html)。
- (36) この訴訟案件については、江寧区檔案館蔵、国民政府江寧県法院、206-1-151、「王立功等訴丁曉侯詐財侵占案」（1927年8月11日～1928年2月23日）を利用した。本檔案には、1927年8月11日に江寧県地方法院の審判庁が下した判決文の写しが含まれている。これは王立功等が写したもので、原文は縦書きである。その冒頭に、本案件の原告・被告・弁護士の名が次のように列挙されている。なお、本判決文は、丁曉侯等3名（原告A）が唐杭氏等（被告A）を訴えた案件と、その逆に唐杭氏（原告B）が談泮芹・王立功2名（被告B）を訴えた案件との2件に対して下されたものである。そこで、〈原告－被告〉の関係について、A・Bの記号を付して区別した。弁護士は3名が登場する。

江蘇江寧地方審判廳民事判決 十六年地字第三二號

判決正本

原告A 丁曉侯 同成實業有限公司經理 住鈔庫街

原告A 即被告B 談泮芹 同上

原告A 即被告B 王立功 同上

左^マ訴訟代理人 王朝幹 律師

被告A 即原告B 唐杭氏 住牙檀巷八號

右訴訟代理人 李宗嫌 律師

被告A 唐崇發 住牙檀巷

被告A 雷瑞清 住牛首巷

被告A 吳松筠 住釣魚台

右訴訟代理人 方灝 律師

3名のうち李宗嫌は唐杭氏の弁護士であり、方灝は唐崇發・雷瑞清・呉松筠（唐は唐杭氏の息子で、呉とともに仮契約締結時の代理人。雷は仮契約締結時の立会人）の弁護士と考えられる。検討すべきは王朝幹の箇所で、「左訴訟代理人」と写されている。第一に、弁護士の姓名の記し方は、他の2箇所では「右訴訟代理人」であり、「左」ではない。第二に、「左」を用いた場合、弁護士を雇う者（この場合、被告Aの唐杭氏）よりも前に弁護士名が登場することになってしまう。第三に、このままだと唐杭氏の弁護士が2名になり、その逆に丁曉侯等の原告Aの弁護士がゼロになってしまう。以上から、「左」は誤記で、「右」が正しいと思われる。そう考えると、王朝幹は丁曉侯・談泮芹・王立功3名の弁護士となる。また、李宗嫌は唐杭氏の弁護士、方灝は唐崇發・雷瑞清・呉松筠の弁護士であり、被告Aの側全体としては、〈被告Aが4名、弁護士は李宗嫌と方灝の2名〉となる。

- (37) 『公報』第31期、公牘46頁、「土豪操縦永定洲糾紛案」。
- (38) 原文は「土豪操縦糾紛莫解，祈核訂章程，俾東佃直接」。
- (39) 『公報』第34期、公牘29-30頁、「永定洲承佃案」。
- (40) 開墾民から金銭を詐取したのは丁曉侯父子であり、永定洲の業主はこのことに一切関与していなかったことについては、『公報』第50期、公牘43-44頁、「永定洲墾民組織善後清理事務所案」、参照。また、史料2にあるように、周一漁等7名の業主は丁曉侯を首都地方法院に強盗罪で提訴している。
- (41) 『公報』第40期、報告3頁。
- (42) 『公報』第51期、公牘1頁、「財政局呈送永定洲畧字洲地承租規則案」。
- (43) 歳字号については、そこに生長するアシ・柴の収穫権について入札を募り、落札金を市の収入にしている（『公報』第59・60期合刊、特載4頁、1930年4月28日の魏市長の報告；『公報』第59・60期合刊、報告15頁、1930年4月分の財政局の報告）。また1930年10月27日の市政府の梅秘書長の報告で、「農民凌仁昌」から歳字号の開墾・耕作を希望する申請があったが、却下した旨が報告されており、1930年秋の時点でも開墾しない方針が継続されている（『公報』第71期、特載8頁）。
- (44) 丁曉侯とともに同成実業有限公司の經理であった王立功（籍貫は無為県）は、最終的に丁曉侯に騙されたことが判明したあと、その騙し方を「劣紳土豪」的と言っている（前掲「王立功等訴丁曉侯詐財侵占案」）。
- (45) 『公報』第55期、報告17頁、財政局の1930年2月分報告に「至永定洲畧字號洲地，業經劃分清楚，并已佈告各佃農，照章繳納證金，訂約承租」とある。ほかに、『公報』第55期、特載3頁、劉市長の1930年2月17日の報告；『公報』第57期、特載3頁、劉市長の1930年3月17日の報告；参照。
- (46) 『公報』第86期、例規2-3頁、「南京市財政局永定洲畧字號洲地承租暫行規則」と公牘6-7頁、「修改永定洲畧字號租約及承租暫行規則案」。
- (47) 『公報』第34期、例規6-8頁。
- (48) 『公報』第94期、法規28-29頁。
- (49) 『公報』第129期、法規6-7頁。
- (50) 『公報』第139期、法規21-24頁。

別表 南京市政府発行の『公報』一覧表（第161期分まで）

号	1927年	期	1928年	期	1929年	期	1930年	期	1931年	期	1932年	期	1933年	期	1934年	期	1935年	期	1936年
		8	01.15	27	01.15	51	01.15	75	01.15	99	01.15	123	01.15						
		9	01.31	28	01.31	52	01.31	76	01.31	100	01.31	124	01.31	137	01.31	149	01.31	161	01.31
				29	02.15	53	02.15	77	02.15	101	02.15	125	02.15						
		10	02.29	30	02.28	54	02.28	78	02.28	102	02.29	126	02.28	138	02.28	150	02.28		
		11	03.15	31	03.15	55	03.15	79	03.15	103	03.15								
		12	03.31	32	03.31	56	03.31	80	03.31	104	03.31	127	03.31	139	03.31	151	03.31		
		13	04.15	33	04.15	57	04.15	81	04.15	105	04.15								
				34	04.30	58	04.30	82	04.30	106	04.30	128	04.30	140	04.30	152	04.30		
				35	05.15	59	05.31	83	05.15	107	05.15								
		14	06.15	36	05.31	60		84	05.31	108	05.31	129	05.31	141	05.31	153	05.31		
		15		37	06.15	61	06.15	85	06.15	109	06.15								
1	6月			38	06.30	62	06.30	86	06.30	110	06.30	130	06.30	142	06.30	154	06.30		
補編	10月			39	07.15	63	07.15	87	07.15	111	07.15								
		16	07.31	40	07.31	64	07.31	88	07.31	112	07.31	131	07.31	143	07.31	155	07.31		
		17	08.15	41	08.15	65	08.15	89	08.15	113	08.15								
		18	08.31	42	08.31	66	08.31	90	08.31	114	08.31	132	08.31	144	08.31	156	08.31		
期	1927年	19	09.15	43	09.15	67	09.15	91	09.15	115	09.15								
1	9月	20	09.30	44	09.30	68	09.30	92	09.30	116	09.30	133	09.30	145	09.30	157	09.30		
2	10.15	21	10.15	45	10.15	69	10.15	93	10.15	117	10.15								
3	10.31	22	10.31	46	10.31	70	10.31	94	10.31	118	10.31	134	10.31	146	10.31	158	10.31		
4	11.15	23	11.15	47	11.15	71	11.15	95	11.15	119	11.15								
5	11.30	24	11.30	48	11.30	72	11.30	96	11.30	120	11.30	135	11.30	147	11.30	159	11.30		
6	12.31	25	12.15	49	12.15	73	12.15	97	12.15	121	12.15								
7		26	12.30	50	12.31	74	12.31	98	12.31	122	12.31	136	12.31	148	12.31	160	12.31		

- ・1927年6月出版の第1号の誌名は『南京特別市市政府公報』。
- ・1927年10月補印で、1927年4月～8月分を収録した「補編」の誌名は『南京特別市市政公報』。
- ・1927年9月以降は「第〇期」と表示され、誌名は第161期分までについて、以下のように変遷した。
 - 第1～20期 『南京特別市市政公報』
 - 第21～90期 『首都市政公報』
 - 第91～161期 『南京市政府公報』
- ・なお、合刊を除き、毎月2回、15日と月末に刊行し、第127期から月刊となる。
- ・また第90期までは、各期に収録されているページ付けが、記事の項目（例規、報告など）が替わるごとに1から始まる。第91期から、各期に収録されているページが通し番号になる。
- ・本『公報』は、金陵全書、丙編・檔案類として、その影印本が2010年より南京出版社から刊行中である。